

担い手育成支援策の拡充と多様な担い手の確保への支援

地域の合意形成を踏まえつつ、地域の課題に応じた総合メニューの選択等を通じて担い手に対する重点的・総合的な支援を行うとともに、地域の実情に即した多様な担い手を確保するため、農業サービス事業者の支援を行うほか、経営資源の円滑な承継を図る観点から、経営資源を承継する者への支援等を実施することにより、地域の実情に即し、かつ、スピード感を持った地域農業の構造改革を推進。

強い農業づくり交付金 47,009(0)百万円の内数

その他 1,518(0)百万円

別に 農業経営基盤強化措置特別会計計上分

700(0)百万円

担い手への総合的支援

1 ポイント

全国、都道府県、地域の各段階において、農業団体及び地方公共団体等から成る「担い手育成総合支援協議会」とコーディネーターを核として、担い手育成のための各種支援策を重点的・総合的に実施。

また、交付金化により、事業実施における地域の自主性・裁量性を高め、協議会の意向が事業実施に適切に反映される仕組みを創設。

2 事業内容

(1) 担い手育成支援

(強い農業づくり交付金)

その他 145(0)百万円

担い手育成・確保総合支援活動

全国、都道府県、地域の各段階において、認定農業者、農業法人、集落営農等の担い手の育成の数値目標とその達成に向けた年度別の活動計画、活動目標等を内容とするアクション・プログラムを策定。

経営改善・能力向上支援活動

リーダー研修等を通じた地域リーダーの育成、地域段階に設置される「専門家チーム」による経営診断、認定農業者のフォローアップ活動、経営の法人化・法人経営への支援等を実施。

経営の多角化・高度化支援活動

地域の担い手に応じたマーケットリサーチ等を行うとともに、食品産業との連携の下に、新商品の開発等に必要な機械・施設のリースを組み合わせることにより、消費者の多様なニーズに対応した経営の多角化・高度化の実践。

(2) 担い手経営展開支援リース事業 573(0)百万円
集落営農の組織化に向けた計画的な取組や、経営の多角化・高度化に取り組む農業者に対して、農地集積、規模拡大等に必要な機械・施設のリース料の一部助成を実施。

(3) 地域貢献担い手確保・育成支援 (強い農業づくり交付金)
集落段階における合意形成を基に、担い手への農地の利用集積・集団化、担い手不足地域における集落営農の組織化等を図るための計画的な取り組みを支援。

(4) 農業サービス事業体支援 (強い農業づくり交付金)
地域の担い手を目指す農業サービス事業体に対し、農作業の受託料金の5カ年分以内に相当する資金を金融機関から借り入れた場合の利子助成を実施。

3 事業実施主体 全国担い手育成総合支援協議会、都道府県担い手育成総合支援協議会、地域担い手育成総合支援協議会、全国農業団体

4 補助率 定額、1/2以内

多様な担い手の確保

1 ポイント

地域の実情に即した多様な担い手を確保するため、集落営農の組織化への支援、サービス事業体の地域の農業生産を支える様々な機能・役割に応じた支援を実施。

2 事業内容

集落営農の組織化

- (1) 地域貢献担い手確保・育成支援 (強い農業づくり交付金)
(2) 担い手育成支援 ほか (強い農業づくり交付金)
- ・ 集落営農の組織化を図るために、指導的役割を果たす地域リーダーを研修、相談活動により育成。
 - ・ 地域段階における協議会設置等により、担い手支援団体の連携を強化し、集落段階での普及職員等による地域コーディネート機能を強化。

農業サービス事業体の機能強化

- (3) 農業サービス事業体支援 (強い農業づくり交付金)
(4) 多角的農作業コントラクター育成対策 (強い農業づくり交付金)
耕種部門と畜産部門の多角的な農作業を行う総合的コントラクター(農作業請負組織)の育成等を推進。

(5) 畜産生産基盤育成強化対策 (強い農業づくり交付金)
酪農ヘルパー、肉用牛ヘルパー等の支援組織統合のための協議会の開催、
技術習得、事業規模の拡大・多角化に必要な施設等の整備を推進。

3 事業実施主体 都道府県、都道府県担い手育成支援協議会、地域担い手育
成支援協議会市町村公社、農協、営農集団等

4 補助率 定額

経営資源の円滑な承継への支援

1 ポイント

離農農家、規模縮小農家、経営が困難となった農業者等の有する農地や施設
等の優良な経営資源が有効に活用されるよう、担い手への円滑な承継を支援す
るスキーム等を構築。

2 事業内容

(1) 農業生産法人経営支援出資事業 700(0)百万円
離農農家、規模縮小農家等が手放す農地を規模拡大法人へ円滑に継承する
ため、農地保有合理化法人が、農業生産法人に対する農用地等の現物出資等
と併せて規模拡大に必要な金銭出資を一体的に実施。

(2) 農業再生支援 (強い農業づくり交付金)
都道府県担い手育成総合支援協議会の下に、農業再生委員会を設置し、経
営が困難となった農業者の有する農地や施設等の優良な経営資源が有効に活
用されるよう、関係者が当該農業者の再生又は整理承継に向けた支援を行う
ことにより、担い手への経営資源の円滑な承継等を支援。

(3) 農林漁業金融公庫出資金 800(0)百万円
経営が困難となった農業者から経営資源を承継する受皿農業者等に対し、
農林漁業金融公庫、農協系統等が組成する農業再生ファンドが出資を行い、
農地、施設等の優良経営資源の円滑な承継等を支援。

3 事業実施主体 農地保有合理化法人、(社)全国農地保有合理化協会、都道府
県担い手育成総合支援協議会、農林漁業金融公庫

4 補助率 定額

[担当(窓口)課：経営局総務課(03-3501-3701(直))]

経営構造対策等の推進

認定農業者等の担い手の育成及び担い手への農地利用集積の加速化等を図るため、地域の自主的な取組を尊重した交付金型の事業創設により農業生産を核に加工、流通、販売等のアグリビジネスに取り組む経営体を支援し、地域農業の構造改革に向けた体制及び施設整備を一層推進。

強い農業づくり交付金 47,009(0)百万円の内数
その他 1,498(225)百万円

1 ポイント

(1) 経営構造対策 (強い農業づくり交付金)

経営構造対策事業を交付金化し、意欲的な事業目標を設定した地区を優先的に採択する仕組みを導入し、担い手の育成、農地の利用集積・団地化等の構造改革に向けた地域の自主的な取組を尊重。

また、新たに以下の取組を推進。

農業者等の創意工夫を活かした提案型の施設整備等を地区提案メニューとして実施可能とする

事業実施主体として、一定の利用集積や雇用等の要件を満たす(ア)農業法人、(イ)農業サービス事業体、(ウ)構造改革特区制度により農業参入する特定法人を追加

担い手の確保が困難な地域において集落営農の組織化を推進するため、担い手育成緊急地域対策の事業対象地域を拡充

(2) アグリ・チャレンジャー支援 (強い農業づくり交付金)

意欲ある経営体がアグリビジネスに挑戦する上で必要となる生産・加工・流通・販売施設等の整備への支援。

その中で、女性起業枠を設定し、女性ならではの知恵と感性を活かしたアグリビジネスへの取組を積極的に支援。

(3) 広域連携アグリビジネスモデル支援事業

1,200(0)百万円

生産者と食品産業等の実需者が都道府県域を超えて連携して生産から加工・流通・販売までを一体的に行う取組や、生産者が連携して加工・販売施設等を生産地以外の都道府県に整備する取組を支援。

2 事業実施主体

都道府県、市町村、農協、農業者等の組織する団体、第三セクター等、PFI事業者等

3 補助率 定額、1/2、1/3以内(沖縄県にあっては2/3以内)

[担当窓口課：経営局構造改善課(03-3501-3768(直))]

新規就農者等の育成・確保

農業の内外からチャレンジ精神をもつ人材を確保するため、新規就農者の裾野の拡大及び多様な就農を促進する新規就農施策を推進するとともに、女性が担い手として、一層の経営参画・社会参画が可能となる環境の整備、高齢者の能力を活用した担い手支援策の整備等を実施。

強い農業づくり交付金 47,009(0)百万円の内数
その他 487(0)百万円

1 ポイント

(1) 新規就農等促進総合支援

(強い農業づくり交付金)

その他 338(0)百万円

新規就農者の裾野の拡大に資するため、各地で取り組まれている農業・農村体験活動を将来的に定着させるための全国的な組織作りへの支援及び地域における農業・農村体験活動の受入体制の整備等の実施。

農業内のみならず他産業から農業への人材移動を加速化し、新規就農者の確保を一層促進するため、就農・就業に関する相談活動・情報収集を強化するとともに、新規就農者の研修を行う先進経営体に対する研修用機械のリース事業等地域段階における実践的な研修の支援等を実施。

新規就農者等の推移

(単位：千人)

区 分	2年度	7年度	12年度	13年度	14年度	15年度
新規就農青年 [39歳以下]	4.3	7.6	11.6	11.7	11.9	11.9
新規学卒者	1.8	1.8	2.1	2.1	2.2	2.2
離職就農者 [39歳以下]	2.5	5.8	9.5	9.6	9.7	9.7
中高年 [40歳以上64歳以下の離職就農者]	10.7	30.1	40.4	44.3	45.6	46.5
総 計 [65歳以上の離職就農者を含む]	15.7	48.0	77.1	79.5	79.8	80.2

資料：農林水産省「農業構造動態調査」、「農業センサス」等。

(注) 1. 「離職就農者」とは、他産業への勤務が主から農業への従事が主になった人。

(在宅、Uターンを問わない。中高年齢者の離職就農者には、他産業に従事しながら農業にも従事していた者が退職の結果農業が主となったものが含まれる。)

2. 平成3年以降は「販売農家のみ」の調査値である。

(2) 農業・農村男女共同参画チャレンジ総合推進 (強い農業づくり交付金)

その他 144(0)百万円

重要な担い手たる女性の経営参画を進めるため、女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修、女性認定農業者の拡大や家族経営協定の締結推進等を実施するとともに、新たな女性支援体制を構築し、情報提供の強化を推進。

農業就業人口等に占める女性の割合（平成15年）

（単位：人、％）

	農家人口	農業就業人口	基幹的農業従事者数
総 数	9,647	3,684	2,256
うち女性	4,926	2,039	1,042
女性の割合	(51.1)	(55.3)	(46.2)

農林水産省：「農業構造動態調査」（平成15年1月1日現在）

農業委員会，農協への女性の参画状況の推移

（単位：人，％）

年 度	55年	60年	2年	7年	12年	13年	14年
農業委員数	65,940	64,080	62,524	60,917	59,254	58,801	58,613
うち女性	41	40	93	203	1,081	1,318	2,261
女性の割合	(0.06)	(0.06)	(0.15)	(0.33)	(1.82)	(2.24)	(3.86)
農協役員数	81,059	77,490	68,611	50,735	32,003	29,154	26,076
うち女性	29	39	70	102	187	213	266
女性の割合	(0.04)	(0.05)	(0.10)	(0.20)	(0.58)	(0.73)	(1.02)

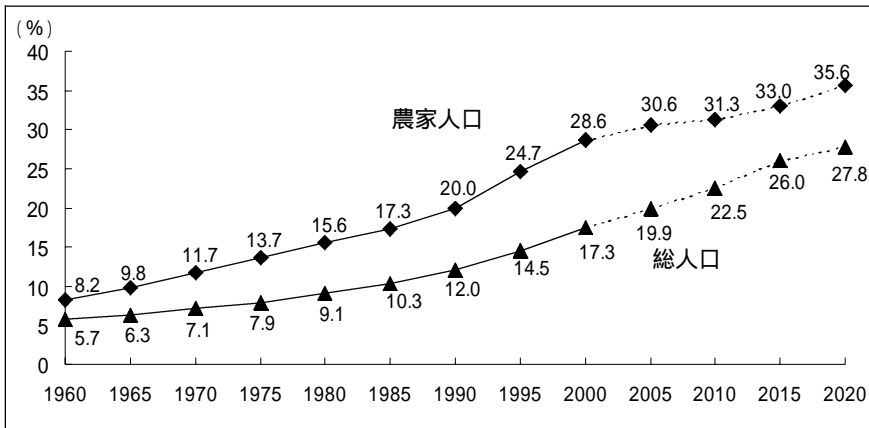
資料：農林水産省構造改善課、協同組織課調べ

（3）シニア能力活用促進

（強い農業づくり交付金）
その他5（0）百万円

高齢者の能力の活用促進による担い手支援を通じた地域農業の維持・発展を図るため、高齢者のこれまで培った経験・技能を生かせるよう、新規就農者等との交流等を実施。

高齢者比率の推移と見通し



資料：農林水産省「農林業センサス」、総務庁「国勢調査」国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（2002年1月）（注）農家人口の2005年以降の数値は、農林水産省による試算

2 事業実施主体

（1）全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、地方公共団体、民間団体、特認団体等

（2）及び（3）地方公共団体、農協、全国農業協同組合中央会、特認団体等

3 補助率 定額、1 / 2 以内

[担当窓口課：経営局女性・就農課（03 - 3502 - 6469（直））]

品目横断的政策の円滑な導入のための調査の実施

品目横断的政策（生産条件格差是正対策）の円滑な導入に資するために必要な調査・検討、交付システムの設計を実施。

73（0）百万円

1 ポイント

食料・農業・農村基本計画の見直しに関連して、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、従来の全生産者を対象とした品目別の価格・経営安定政策から、担い手に集中化・重点化して直接支払を行う品目横断的経営安定対策（生産条件格差是正対策）への移行を目指しているところ。その際、現行制度のような毎年の生産量に基づく支払ではなく、過去の一定期間の生産実績に基づく直接支払という、従来とは大きく異なった制度の導入が検討されており、このような制度の変更に伴い生じる諸課題に対処するため、モデル地域の現場データの収集と課題への対応方策の検討を行うとともに、支払事務を円滑に執行するための交付システムの検討・設計を実施。

品目横断的対策導入推進事業

（1）対策導入シミュレーション

モデル地域（畑作・水田作）を選定し、支払手続きなど制度執行に必要な現場データの収集、対象経営ごとの生産実績の確認方法等のシミュレーションを行うとともに、認定申請手続き、現場確認を模擬的に実施し、対策導入に際し想定される課題を抽出・検討。

（2）交付システム設計

対象者、対象面積、支払金額等の情報管理を含め、支払事務を円滑に執行するための電算処理システム構築に向けた検討・設計を実施。

2 事業実施主体 国（一部を民間団体に委託）

3 補助率 定額

[担当窓口課：生産局総務課（03 - 3591 - 2749（直））]

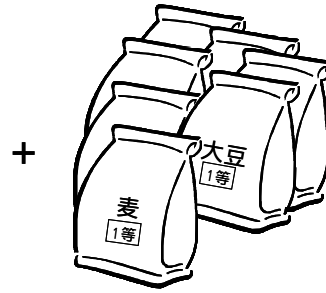
品目横断的経営安定対策

- 諸外国との生産条件格差是正対策のイメージ -

過去の面積に基づく支払

生産量・品質に基づく支払

水田作の場合		畑作(北海道)の場合	
米	麦	麦	大豆
	大豆		でん粉原料用ばれいしよ
	その他	てん菜	その他



現時点でいえば、水田作は麦、大豆、畑作は麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよ等を想定
 基準年度の生産実績に基づき支払額を算定
 当該年の作付品目によらない支払(デカップル)='緑'

当該年の生産量・品質に基づき支払額を算定

< 円滑な制度の移行のために必要な事項 >

基本的な仕組みについて、「全生産者を対象とした生産量に基づく支払い」から「担い手を対象とした過去の生産実績(対象面積)に基づく支払い」への変更が検討されているため、対象となる経営体・農地等を新たに確定し、情報を適切に管理できるシステムが必要となる。

支援対象者は、適切な営農等に取り組むことが要件とされることが検討されており、新たに生産過程での確認行為が必要となる。

品目横断的対策導入推進事業

対策導入シミュレーション

現場データを収集し、対象経営ごとの生産実績の確認方法等の検討
 営農活動等取り組むべき行為の確認方法の検討
 支払事務の試行による交付システムの改善 等

交付システム設計

対象者、対象面積、支払金額等情報管理機能を有する電算処理システムの設計 等

品目横断的経営安定対策の円滑な導入

農地の利用集積の促進

農業生産法人への出資による規模拡大の支援、当面受け手のいない優良農地の維持管理、農地情報の公開による受け手の確保、質の高い農地の利用集積のため、農地の集団化、団地化目標の設定等により、担い手への農地の利用集積を促進。

強い農業づくり交付金 47,009(0)百万円の内数
元気な地域づくり交付金 46,607(0)百万円の内数
その他 274(0)百万円

別に 農業経営基盤強化措置特別会計計上分
2,649(0)百万円

1 ポイント

- (1) 農業生産法人経営支援出資事業 700(0)百万円
農家の離農等により遊休化のおそれのある優良農地等を円滑に継承し、農業生産法人へ利用集積するため、農地保有合理化法人が、農用地等の現物出資等を行うと共に、併せて規模拡大のために必要となる機械・施設の整備等について、金銭出資により資本の増強を支援。
- (2) 農地継承円滑化事業 595(0)百万円
当面受け手のいない優良農地を、農地保有合理化法人が特産農作物普及のための耕作、新規就農者等のための研修に有効活用しつつ良好な状態で維持・管理することにより、担い手等に対する円滑な農地の承継を促進。
- (3) 担い手農地情報活用集積促進事業 1,354(0)百万円
インターネット等により農地の売渡し、貸出しに関する情報を集積・公開し、地域外から広範に農地の引き受け希望者を募集できる仕組み(「農地情報集積の場」を活用した農地取引)を構築。
- (4) 経営構造対策 他 (強い農業づくり交付金)
その他 274(0)百万円
農地の集団化、団地化による質の高い利用集積を促進するため、経営構造対策における目標として、地域の実情に応じ農地の集団化・団地化の目標項目を新設、担い手への農地の集団化を計画的に取り組み場合に、農業用機械・施設のリース支援等を実施。

(5) 経営体育成への支援

(元気な地域づくり交付金)

担い手への農地利用集積の一層の加速化・高度化のため、担い手に集積かつ連担化された面積の基盤整備事業の受益面積に占める割合を、事業完了時より更に一定以上増加させる場合に、土地改良区等が行う土地利用調整活動に対する支援を事業完了後も実施。

2 事業実施主体

都道府県、市町村、農業委員会、土地改良区、都道府県農業会議、農地保有合理化法人、全国農業会議所、(社)全国農地保有合理化協会、都道府県担い手育成総合支援協議会 等

3 補助率

1 / 2、6 / 10、7 / 10、定額

担い手への農地の利用集積状況

目 標 と 実 績		集積対象者 (担い手)	
集積見込面積(平成22年)		2 8 2 万 h a (A)	
実 績	平成 8 年 3 月 末	1 8 0 万 h a	3 4 7 千 人
	平成 9 年 3 月 末	1 8 8 万 h a	3 6 2 千 人
	平成 10 年 3 月 末	1 9 6 万 h a	3 7 4 千 人
	平成 11 年 3 月 末	2 0 4 万 h a	3 8 6 千 人
	平成 12 年 3 月 末	2 1 0 万 h a	3 9 0 千 人
	平成 13 年 3 月 末	2 1 5 万 h a	3 8 0 千 人
	平成 14 年 3 月 末	2 1 8 万 h a	3 8 7 千 人
	平成 15 年 3 月 末	2 2 1 万 h a (B)	3 8 8 千 人
集積見込面積との差(A - B)		6 1 万 h a	

資料：農林水産省経営局構造改善課調べ

注：集積見込面積は、農業構造の展望における見込み

[担当課：経営局構造改善課(03-3591-1389(直))]

総合的な遊休農地解消対策の推進

地域の実情を踏まえた多様な主体による遊休農地活用や重点地区における遊休農地地権者への濃密指導等を通じ、一層の遊休農地の解消を推進。

元気な地域づくり交付金	46,607(0)百万円の内数
強い農業づくり交付金	47,009(0)百万円の内数
その他	3(5)百万円

1 ポイント

農家数の減少や高齢化の進行等により遊休農地が増加しているが、このような遊休農地は地域活力の低下を招き、さらには我が国における食料の安定供給の確保に支障を生じかねず、その解消に向けた取組を緊急に実施する必要がある。

このため、地域の実情を踏まえた多様な主体による遊休農地活用や重点地区における遊休農地地権者への濃密指導等を総合的に展開することにより、一層の遊休農地の解消を推進。

2 事業の概要

(1) 遊休農地再生活動緊急支援 (元気な地域づくり交付金)

地域の実情を踏まえた多様な主体による遊休農地の再活用を促進するため、地域における遊休農地の実態や再活用に適した作物の選定・販路確保等の調査、援農ボランティアとともに実施する活動や農業者の組織が自ら行う作業に対する支援及び再活用のための土地条件整備を緊急的に実施。

(2) 優良農地確保支援対策等 (強い農業づくり交付金) その他3(5)百万円

農業委員が不在村地主に面会して、農地の利用のあっせんを行うほか、重点地区における濃密指導等を実施し、遊休農地の解消と担い手への利用集積を促進。

3 事業実施主体

- (1) 都道府県、市町村、農協、公社、土地改良区、農業者等の組織する団体
- (2) 全国農業会議所、都道府県農業会議、農業委員会

4 補助率

- (1) 定額
- (2) 定額、1/2以内

〔 担当窓口課：農村振興局地域振興課 (03-3592-6810)
経営局構造改善課 (03-3591-1389) 〕

総合的な遊休農地解消対策の推進

遊休農地を巡る状況

現状

農家の減少・高齢化による遊休農地の増加
病害虫の発生等営農・生活環境の悪化

課題

遊休農地の現況・実態把握
再活用の促進と地域活力の向上
優良農地の確保による食料の安定供給

- ・遊休農地の実態把握と特性に応じた多様な活用
- ・新たな農地利用のニーズを踏まえた遊休農地の受け手の拡大
- ・重点地区における遊休農地地権者への濃密指導等

遊休農地再生活動緊急支援

<元気な地域づくり交付金【新規】>

遊休農地の活用方法等の検討
市町村が農業委員会と連携して推進

解消農地の継続的な利用を確保するため、
再活用に適した作物の選定、販路確保、市民農園の開設に係る調査等の実施

援農ボランティアによる解消、
農業者等の組織する団体による自主的解消、
土地条件整備の実施

多様な主体による
多様な遊休農地活用

認定農業者
農業者等の組織する団体
新規就農者
企業・NPO等
等

農業生産活動

地方公共団体等
農業者
企業・NPO等

体験農園・市民農園

遊休農地発生率が高い
地区での濃密指導

農業委員会
農地パトロール等
による現況把握

優良農地確保支援対策等
<強い農業づくり交付金【新規】>

- ・重点地区において、農業委員が地権者を訪問、利用集積のあっせん等を実施
- ・農業委員が不在村地主に面会、利用集積のあっせん等を実施

基盤強化法27条
「遊休農地に関する
措置」の効果発現

指導に従わない場合は
市町村長による特定
遊休農地の通知



(遊休農地)



(市民農園に整備)

一層の遊休農地の解消推進

環境や農地・農業用水等の資源を適切に保全管理する施策体系の構築に向けた調査・検討

環境や農地・農業用水等を保全する政策の確立に向けた調査・検討を実施。

1,030(0)百万円

1 ポイント

農村の基本変化や農業構造改革の進展に対応し、農地・農業用水等の資源を、地域を基本としつつ適切に保全管理する施策体系を構築するため、資源保全の実態把握、保全管理手法の検討等を実施。

また、農業生産活動に伴う環境負荷を大幅に低減した取組の促進に資するため、取組の効果に関する評価・検証手法等に係る調査を実施。

2 事業の概要

(1) 資源保全実態調査事業(公共) 850(0)百万円

農地・農業用水等の資源や農村環境を保全する施策の導入に向け、基礎調査を実施するとともに、保全手法等の検討に向け、一定の地域ごとに資源や農村環境を適切に保全する計画を現地の実態に即して策定。

(2) 資源保全手法検討調査(公共) 150(0)百万円

資源や農村環境の保全に係る地域の多様な実態を分析し、保全管理において取り組むべき内容等を示す活動指針や地域の実情に柔軟に対応しうる効率的・効果的な資源保全手法等を検討。

(3) 新たな農業生産環境施策確立調査 30(0)百万円

環境保全への取組が強く要請されている地域において、農業生産活動に伴う環境への負荷を大幅に低減させるモデル的な取組に対する支援の具体化を図るため、その取組に関する負荷低減効果の評価手法等に必要な調査を実施。

3 事業実施主体

(1) 都道府県、(2) 農村振興局、地方農政局等、(3) 民間調査機関

4 補助率

(1) 定額、(2) 10/10、(3) 委託

〔 担当窓口課：農村振興局農村整備課(03-3501-9979(直))
生産局農産振興課(03-3593-6495(直)) 〕

環境や農地・農業用水等の資源を適切に保安全管理する施策体系の構築に向けた調査・検討

農村の環境と資源の現状と課題

農地・農業用水等の資源の蓄積

農地・農業用水等の資源は、社会共通資本
これまで、相当量の農地や水利施設等が整備

農村の構造

過疎化等の進展に伴う集落機能の低下
多面的機能の便益と、保安全管理の負担の不整合の拡大

環境・多面的機能

自然環境や景観の保全・形成等をめぐる国民
の要請の高まり

農業生産に伴う環境負荷

農業生産活動に伴って様々な環境負荷が発生

地域によっては農業生産が地下水等の汚濁の一因

環境負荷低減に配慮した農業生産が広く一般化しているとはいえない状況

施策体系の構築 (基本的な考え方)

資源の適切な保安全管理

既存施設の更新や保安全管理に重点
地域の多様な取組を基本(多様な主体
の参画、環境保全への要請に対応)
国、地方、農業者等の適切な役割分担

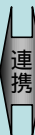
環境保全の重視

国民の農業への信頼感の確保
我が国農業の持続的な発展
多面的機能の十分な発揮

施策導入に向けたH17年度の取り組み

資源保全実態調査事業 (新規)

- ・ 施策の検討に必要な基礎的な調査の実施
- ・ 資源を適切に保全する計画の策定



資源保全手法検討調査 (新規)

- ・ 資源保全にかかる地域実態の分析
- ・ 適切な資源保全手法の検討
- ・ 有識者からなる検討委員会の指導助言

+

新たな農業生産環境施策 確立調査(新規)

- ・ 環境重視農業生産の効果検証手法の検討
- ・ 地域の環境影響程度指標の検討
- ・ 生産者、消費者、地域住民等の意向調査

食料の安定供給と多面的機能の発揮に不可欠な農地・農業用水等の資源を適切に保安全管理するとともに、我が国農業全体を環境保全を重視したものに移行

基幹水利施設等の既存ストックの有効活用の推進

既存ストックの有効活用を図る観点から、多面的機能を適切に発揮するための管理体制を整備するとともに、施設の長寿命化のための機能診断及び予防保全対策等を重点的に実施。

4,866(4,730)百万円

1 ポイント

国営土地改良事業等により造成されている基幹的な農業用排水路の延長は約4.5万km、用排水機場等の基幹的施設は7,100ヶ所にのぼっており、これらの施設は農業生産面での役割だけでなく、水資源の涵養や洪水防止などの多面的機能を有している。

これらの施設が多面的機能を適切に発揮するための管理体制を整備するとともに、順次更新時期を迎えることになるため、施設の長寿命化を図る観点から機能診断及び予防保全対策等を重点的に実施。

2 事業の概要

(1) 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)(公共)

3,134(3,135)百万円

農業水利施設の有する多面的機能を適切に発揮するため、農家だけでなく地域住民やNPO等の参画による、管理組織の構築や、管理の役割分担・連携を明確化した施設管理協定の締結などを促進し、国営造成施設等の管理体制を整備。

(2) 基幹水利施設保全対策(公共)

1,680(1,564)百万円

農業水利施設の長寿命化を図る観点から、基幹施設の機能診断を適切に行うとともに劣化の予測に対応した予防保全対策を重点的に実施。

3 事業実施主体

(1) 都道府県、市町村

(2) 国、都道府県、市町村、土地改良区等

4 補助率

(1) 1/2

(2) 10/10、1/2

[担当窓口課：農村振興局水利整備課(03-3591-7073(直))]

基幹水利施設等の既存ストックの有効活用の推進

農業水利施設を巡る課題

現状

農村における都市化・混住化の進展
農業者の高齢化の進展
耐用年数を迎える施設の増加

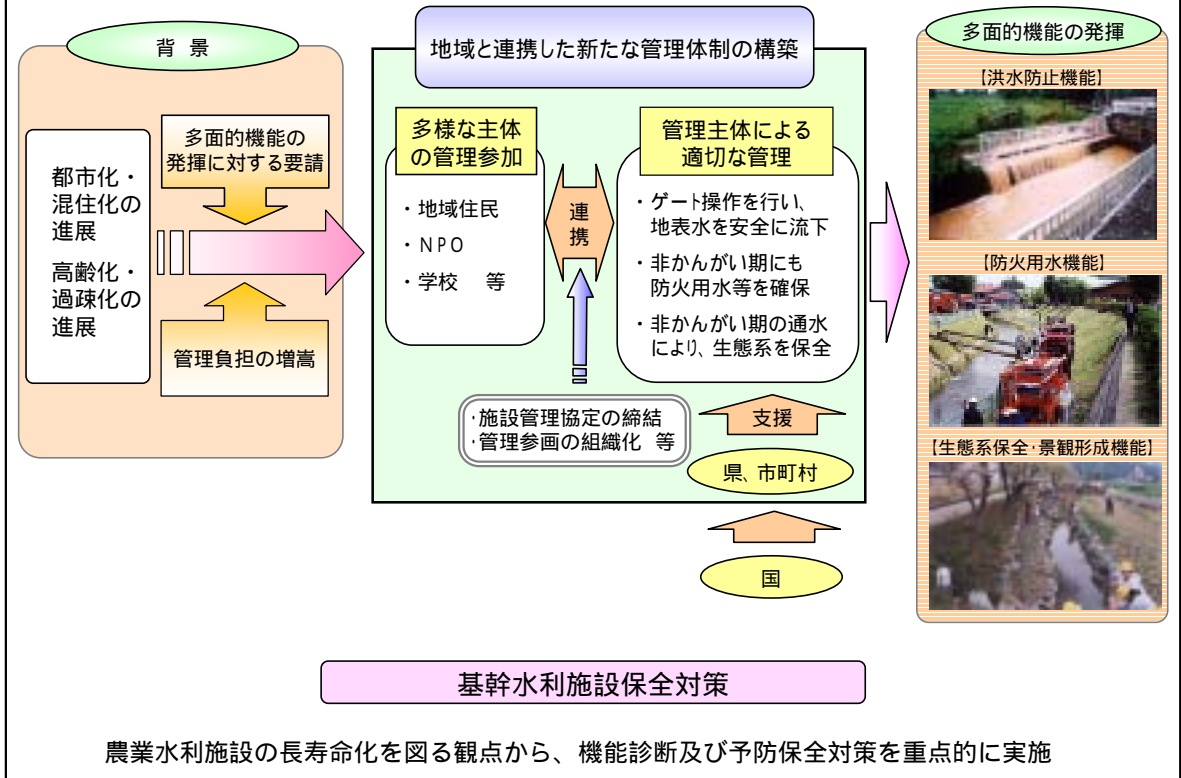
課題

農業水利施設に期待される役割の増大
夫役による維持管理機能の低下
施設の効率的な保全と更新

農業水利ストックの有効活用を通じた施設機能の適切な発揮

国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)【拡充】

農業水利施設の有する多面的機能を適切に発揮するため、土地改良区等の管理体制を整備



多面的機能の適切な発揮、水利ストックの長寿命化

中山間地域等における多面的機能の維持・増進

耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産活動等が継続されるよう、農業生産条件の不利を補正するための支援として、中山間地域等直接支払制度を引き続き実施。

22,157(17,220)百万円

1 ポイント

中山間地域等直接支払制度を継続的に実施することとし、平成17年度以降においては、中山間地域等における多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進することとする。

2 事業の概要

中山間地域等直接支払交付金 21,800(16,800)百万円

(1) 将来に向けた前向きな農業生産活動等の推進

将来に向けて自律的かつ継続的な農業生産活動等を行う体制整備を図るため、

集落協定において、集落の将来像を明確化し、その実現のための具体的な活動等を位置付け、実践するとともに、

従来の5年間の耕作放棄の発生防止等の活動に加え、農業生産活動等の体制整備に関する一定の要件を満たす協定と、当該要件を満たさない協定との間で交付単価に段階を設定することとし、併せて、

耕作放棄地の復旧や法人の設立等、より積極的な取組を行う協定には単価の加算措置を講じる。

(2) 交付要件等の見直し

地域の主体的取組を一層活発化させるとの観点から、明確かつ客観的な基準の下で透明性を確保しつつ、交付要件や事務手続き等について以下の見直しを実施。

農業後継者の住宅建設用地への転用の取扱い

田畑混在地における1haの団地要件の取扱い

限界的農地における林地化の推進

共同取組活動に配分される交付金の活用方法の明確化

中間年における共同取組活動の達成状況の点検等審査機能の充実

3 特記すべき事項

本制度は交付金交付の安定性や効率性を図る観点から、都道府県において造成されている資金を引き続き活用する。

4 事業実施主体等

(1) 事業実施期間：平成17年度～平成21年度

(2) 事業実施主体：中山間地域等の市町村

(3) 補助率：定額

5 関連事業

中山間地域等直接支払推進交付金 357(420)百万円

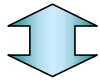
都道府県及び市町村が行う中山間地域等直接支払交付金の交付等を適正かつ円滑に実施するために必要な経費に対し助成

[担当窓口課：農村振興局地域振興課(03-3501-8359(直))]

中山間地域等直接支払制度の継続的な実施

中山間地域は我が国農業・農村の中で重要な位置

- 国土面積の69%
- 耕地面積の42%
- 総農家数の43%
- 農業産出額の37%
- 農業集落数の50%



中山間地域の現状

農業生産条件の不利性

- 高齢化・過疎化の進展
- 担い手の不足
- 恵まれない就業機会
- 生活環境整備の遅れ
- 地域資源の維持管理が低下

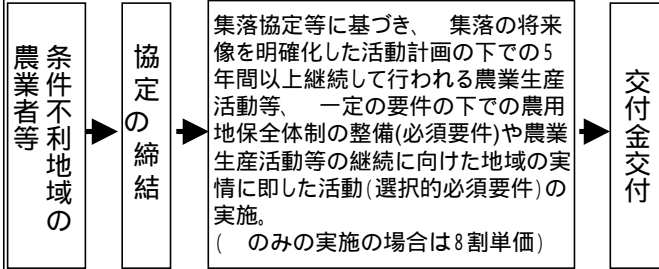
耕作放棄地の増大

食料供給機能及び多面的機能の低下

農業生産条件の不利を補正

中山間地域等直接支払制度 (次期対策:平成17年度~21年度)

将来に向けた前向きな農業生産活動等の推進

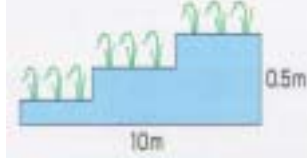


【対象地域】
特定農山村法等地域振興立法8法指定地域及び知事が定める特認地域

【対象農用地】
下記基準に該当する農振農用地内の1ha以上の一団の農用地

急傾斜地

水田 傾斜1/20



畑 傾斜15°



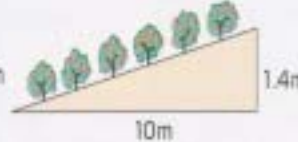
10a当たりの通常単価
田21,000円、畑11,500円、草地10,500円、採草放牧地1,000円

緩傾斜地

水田 傾斜1/100



畑 傾斜8°



小区画・不整形な田
高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農地
10a当たりの通常単価
田8,000円、畑3,500円、草地3,000円、採草放牧地300円

積算気温が低く、草地比率の高い草地
10a当たりの通常単価1,500円

加算措置

土地利用加算、規模拡大加算(継続)、耕作放棄地復旧加算、法人設立加算

効果

農業生産活動の継続

耕作放棄の復旧・防止



農道・水路の適切な管理

多面的機能の発揮

農作業体験を通じた都市住民との交流



周辺林地の下草刈り

景観作物の作付等

集落営農化等自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備

米政策改革関連施策の着実な推進

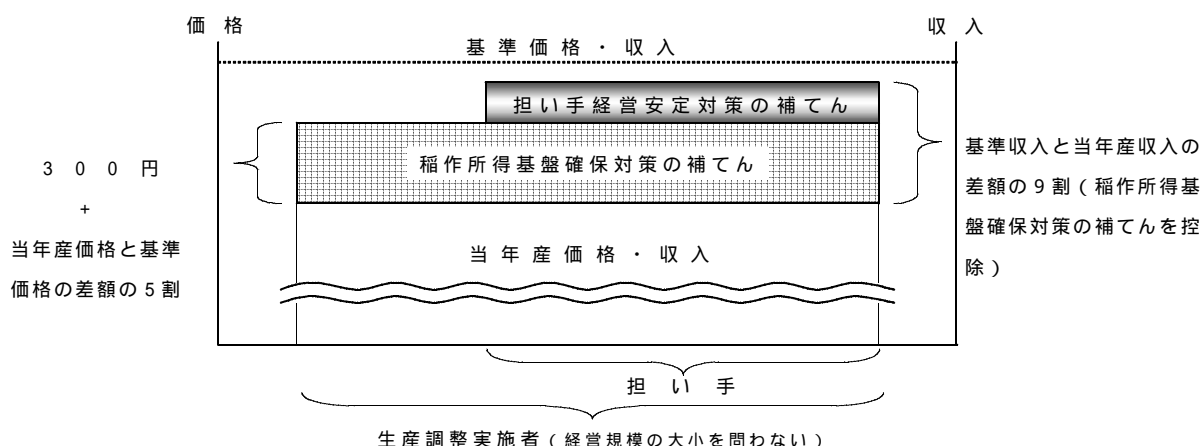
需要に応じた売れる米づくりを進め、農業者等による自主的な需給調整を推進するとともに、構造改革の加速化により担い手を育成・確保するため、産地づくりに対する支援、生産調整メリット等の需給調整対策を実施。

241,182(172,574)百万円

1 ポイント

- (1) 産地づくり対策 168,432(165,074)百万円
 水田農業構造改革交付金 144,508(144,508)百万円
 地域水田農業ビジョンの実現に向け、需要に応じた作物生産及び水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成する地域の取組を支援。
 重点作物特別対策 20,124(14,261)百万円
 担い手による需要に即した高品質の麦・大豆等の生産、耕種農家と畜産農家の連携による水田を活用した飼料作物の生産を支援。
 畑地化推進対策 3,800(0)百万円
 地域合意のもとに計画的に畑地化を行う地域を支援。
- (2) 稲作所得基盤確保対策 53,750(0)百万円
 米の生産調整のメリット対策として、生産調整実施者に対し米価下落の度合いに応じて補てん金を交付するため、生産者と国で資金を造成。
- (3) 担い手経営安定対策 11,500(0)百万円
 米価下落による稲作収入の減少の影響が大きい担い手を対象に、稲作所得基盤確保対策の上乗せ措置として、稲作収入の減少の一定部分について補てん金を交付するため、生産者と国で資金を造成。

稲作所得基盤確保対策と担い手経営安定対策の関係のイメージ



- (4) 集荷円滑化対策 7,500(7,500)百万円
 豊作による過剰米に対して、その販売可能価格に見合った無利子短期融資を行い、出来秋の段階で市場から隔離することにより米価の下落を防止。このために必要な原資の造成に対して、国から無利子貸付けを実施。

2 助成要件（（４）にあつては融資要件）

（１）産地づくり対策

水田農業構造改革交付金

地域水田農業ビジョンを作成。交付金の使途は国の示すガイドラインの範囲内であること。個人交付する場合は、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る生産者拠出を行っていること

重点作物特別対策のうち麦・大豆品質向上対策

助成対象者要件：認定農業者、特定農業団体等

品質等要件：農産物検査等級、容積重、タンパク含有率等

重点作物特別対策のうち耕畜連携推進対策

助成対象者要件：認定農業者、特定農業団体等

取組要件：団地化、稲発酵粗飼料、わら専用稲、資源循環等

畑地化推進対策

助成要件：永久畑地化計画の作成、団地化、地域の拠出等

（２）稲作所得基盤確保対策

生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る生産者拠出を行っていること

（３）担い手経営安定対策

以下のすべての要件を満たすこと

認定農業者又は一定の要件を満たす集落営農

一定規模以上の水田経営

稲作所得基盤確保対策に加入

（４）集荷円滑化対策（過剰米短期融資資金貸付金）

融資対象者：国の認定を受けた生産調整方針に従い生産調整を実施し、豊作による過剰米処理に係る拠出を行った生産者

貸付対象米穀：融資対象者が生産した豊作による過剰米のうち、主食用米等と区分して保管されたもの

3 事業実施主体

（１）：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会

（２）（３）：都道府県水田農業推進協議会

（４）：米穀安定供給確保支援機構

4 補助率

（１）（２）（３）：定額

[窓口担当課：総合食料局計画課（０３－３５０１－３７９８（直））]